

【役員名簿】

役員名	役職名	常勤 非常勤別	出身母体 又は現職	就任日	任期満了 予定日	就任時の 選定手続き	就任時の 選定手続き の実施主体
稲荷 善之	会長	常勤	新潟県	令和 4 年 4 月 1 日	令和 9 年 8 月 31 日	第三者委員会で審査	新潟県信用保証協会
新井 一郎	専務理事	常勤	新潟県	令和 6 年 6 月 1 日	令和 9 年 8 月 31 日	第三者委員会で審査	新潟県信用保証協会
山賀 茂雄	常務理事	常勤	新潟県信用保証協会	令和 7 年 4 月 1 日	令和 9 年 8 月 31 日	—	—
清水 晶	理事	常勤	新潟県信用保証協会	令和 7 年 4 月 1 日	令和 9 年 8 月 31 日	—	—
野上 文敏	理事	非常勤	新潟県産業労働部長	令和 6 年 4 月 1 日	令和 9 年 8 月 31 日	—	—
関口 芳史	理事	非常勤	新潟県市長会会長	令和 7 年 5 月 16 日	令和 9 年 8 月 31 日	—	—
品田 宏夫	理事	非常勤	新潟県町村会会長	令和 6 年 2 月 4 日	令和 9 年 8 月 31 日	—	—

飯野 晋	理事	非常勤	新潟県議会 産業経済委員長	令和7年7月25日	令和9年8月31日	—	—
福田 勝之	理事	非常勤	新潟県商工会議所連合会 会 頭	平成25年11月5日	令 9 年 8 月 31 日	—	—
殖栗 道郎	理事	非常勤	新潟県銀行協会会長	令和 3 年 4 月 20 日	令和9年8月31日	—	—
川合 昌一	理事	非常勤	大光銀行取締役頭取	令和6年6月25日	令和9年8月31日	—	—
西潟 精一	理事	非常勤	新潟県信用金庫協会 会 長	令和 4 年 4 月 1 日	令和9年8月31日	—	—
小野澤 一成	理事	非常勤	新潟県信用組合協会 会 長	令和4年7月13日	令和9年8月31日	—	—
大國 健一	理事	非常勤	商工組合中央金庫 新潟支店長	令和7年10月1日	令和9年8月31日	—	—
池田 祐二	監事	常勤	新潟県信用保証協会	令和5年4月1日	令和9年3月31日	—	—
近野 茂	監事	非常勤	公認会計士	平成16年4月1日	令和8年3月31日	—	—
平石 直樹	監事	非常勤	弁護士	令和 4 年 4 月 1 日	令和8年3月31日	—	—

新潟県信用保証協会役員給与規程

昭和52. 3. 24	制定	令和4. 12. 19	改正
昭和55. 12. 6	改正	令和5. 12. 18	改正
平成2. 12. 25	改正	令和7. 1. 24	改正
平成3. 12. 26	改正		
平成5. 4. 1	改正		
平成5. 11. 10	改正		
平成6. 11. 11	改正		
平成7. 4. 1	改正		
平成11. 12. 9	改正		
平成12. 1. 5	改正		
平成12. 12. 8	改正		
平成13. 12. 10	改正		
平成14. 6. 1	改正		
平成15. 1. 14	改正		
平成15. 12. 8	改正		
平成16. 4. 1	改正		
平成17. 4. 1	改正		
平成17. 6. 1	改正		
平成17. 9. 22	改正		
平成20. 11. 27	改正		
平成22. 3. 24	改正		
平成23. 3. 23	改正		
平成26. 12. 22	改正		
平成28. 3. 22	改正		
平成29. 2. 15	改正		
平成29. 12. 27	改正		
平成31. 3. 27	改正		
令和2. 11. 30	改正		
令和3. 11. 30	改正		

新潟県信用保証協会役員給与規程

昭和52年3月24日制定

新潟県信用保証協会

（目的）

第1条 この規程は、本協会役員の給料、調整手当、報酬、期末手当、通勤手当及び退職手当（以下「給与等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（給料及び調整手当）

第2条 常勤役員の給料は、理事会にはかり会長がこれを定める。

2 常勤役員の調整手当は、給料の20%の範囲で会長がこれを定める。

3 非常勤役員に対しては、給与等は支給しない。

第3条 給料及び調整手当は、月額をもって定め発令の日から日割計算とし、退職又は死亡の場合はその月分の全額を本人又は遺族に支給する。

（報酬）

第4条 第2条第3項の規定にかかわらず、非常勤の監事が監事規程（平成20年9月4日制定）第4条に定める職務を執行した場合には、報酬を支払うことができる。

2 前項の規定による非常勤の監事の報酬は、理事会にはかり会長がこれを定める。

（期末手当）

第5条 常勤役員であって、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した者についても同様とする。

第6条 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し又は死亡した者にあつては、退職し又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の170.5 を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 か月	100分の100
5 か月以上 6 か月未満	100分の80
3 か月以上 5 か月未満	100分の60
3 か月未満	100分の30

（通勤手当）

第7条 常勤役員に対しては、給与、福利厚生に関する規程（昭和37年4月1日付施行）の適用を受ける職員に対する支給の例により通勤手当を支給する。

（給料、期末手当及び通勤手当の支給日）

第8条 給料、期末手当及び通勤手当の支給日は、給与、福利厚生に関する規程の定める職員の例による。

（退職手当）

第9条 常勤役員が退職又は死亡したときは、その者又は遺族に対して退職手当を支給する。

2 退職手当は、退職又は死亡当時の給料月額に在職月数を乗じ、次に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

ただし、1月に満たない日数は1月に切り上げる。

会 長	100分の20
専務理事	100分の20
常務理事	100分の20

常勤理事 100分の20

常勤監事 100分の20

- 3 常勤役員の就任した常勤役職が2以上ある場合の常勤役員の退職手当は、それぞれの役職について前項の方法により算出して得た額の合計額とする。ただし、この場合における給料月額は当該役員の退職又は死亡当時において定められている当該役職の給料月額によるものとし、給料月額については定めのないときは理事会にはかり会長が定める。
- 4 会長は特別の事情により必要と認めるときは、理事会の承認を得て、前2項の規定により算出した退職手当の額を増額若しくは減額し、支給することができる。

附 則

この規程は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年12月25日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成3年12月26日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第6条の新設規定及び改正後の第7条の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程（前項のただし書に規定する改正規定及び新設規定を除く。以下同じ。）による改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合に

においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われ給与は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 5 月 23 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 12 月 9 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなす。
- 3 平成 11 年 12 月に改正前の期末手当を支給される役員に対して平成 12 年 3 月に支給する期末手当の割合は、「100 分の 50」とあるのは、「100 分の 20」とする。

附 則

- 1 会長及び専務理事に係る平成 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の給料月額、新潟県信用保証協会役員給与規程第 2 条第 1 項の規定による給料にかかわらず、同条による額から当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条による額とする。
- 2 会長及び専務理事に係る平成 12 年 6 月及び同年 12 月の期末手当の額は、新潟県信用保証協会役員給与規程第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額

（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 3 この規程は、平成12年 1 月 5 日から施行し、平成12年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年12月 8 日から施行し、平成11年 3 月に支給の期末手当から適用する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成12年12月に改正前の期末手当を支給される役員に対して平成13年 3 月に支給する期末手当の額は、3 月に支給されることとなる期末手当の額から、平成12年12月に支給される期末手当の額と改正前の平成12年12月期末手当の規定の適用について「100分の175」とあるのを「100分の160」とした場合に同月に支給されることとなる期末手当との差額を控除した額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年12月10日から施行する。

附 則

- 1 会長、専務理事、常務理事及び常勤理事に係る平成14年 6 月 1 日から平成15年 3 月31日までの間の給料月額は、新潟県信用保証協会役員給与規程第 2 条の規定にかかわらず、同条による額から当該額に100分の 3 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条による額とする。
- 2 この規程は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年 1 月14日から施行し、平成15年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年12月8日から施行し、平成15年12月1日から適用する。ただし、第5条表以外の部分中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の135」を「100分の145」に改める規定については、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 会長及び専務理事に係る平成17年6月1日から平成18年3月31日までの間の給料月額は、新潟県信用保証協会役員給与規程第2条の規定にかかわらず、同条による額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当での額の算出の基礎となる給料月額は、同条による額とする。
- 2 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国、地方公共団体を勧奨又は定年により退職して、常勤役員に就任した者については、当分の間新潟県信用保証協会役員給与規程第9条の規定にかかわらず、退職手当を支給しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月22日から施行し、平成26年12月1日から適用する。ただし、別紙2による改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合に

においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月15日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本改正施行日前の在職期間については、改正前の支給率を適用し支給する。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月19日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第6条の適用について、同項中「12月に支給する場合には100分の163」とあるのは、令和4年12月1日を基準日として支給する期末手当への適用に限り「12月に支給する場合には100分の165.5」と読み替える。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第6条の適用について、同条中「12月に支給する場合には100分の168」とあるのは、令和5年12月1日を基準日として支給する期末手当への適用に限り「12月に支給する場合には100分の173」と読み替える。
- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月24日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第6条の適用について、令和6年12月1日を基準日

として支給する期末手当への適用に限り、同条中「100分の170.5」とあるのは「100分の173」と読み替える。

- 2 改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の新潟県信用保証協会役員給与規程の規定に基づいて支払われた期末手当の内払いとみなす。